

「川崎市緊急経済対策」の実施について

～ 2, 200億円規模の取組～

1 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、国全体として行動変容が求められる中で、地域経済は急激に疲弊し、市民の方々・事業者の方々は大なる不安を抱えて生活することが強いられています。

今、多くの命を救い、早期の終息を図るためには、一致団結して、共通行動に取り組むことが、市民の方々にとっても、事業者の方々にとっても、最も重要であることは間違いありません。

このような現状認識をもって、本市として、地域に密着した緊急経済対策の取組を2, 200億円規模で実施します。

2 具体的な取組

「実施済」・「速やかに実施」・「時宜をとらえて実施」に区分し、次の3つの視点から47の取組を進めます。

I 生命（いのち）を守る

II 生活を守る

III 経営を守る

3 取組にあたっての姿勢

- ・「速やかに実施」とされた取組については、1～3か月程度以内に実施するものであり、予備費等の執行対応に加えて、5月議会以降において、順次、補正予算案を提出します。
- ・「時宜をとらえて実施」とされた取組については、3～6か月程度以内に実施するものであり、予備費等の執行対応に加えて、6月議会以降において、順次、補正予算案を提出します。
- ・今後の状況変化による課題が発生した場合には、随時、必要な取組を進めます。

川崎市財政局財政部財政課 担当：小沢

電話 044-200-2184

経済労働局産業政策部企画課 担当：澤田

電話 044-200-2360

川崎市緊急経済対策

～ 2,200億円規模の取組～

令和2年4月30日

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部

実 施 済：すでに実施済みのもの

速 や か に 実 施：1～3か月程度以内に実施するもの

時宜をとらえて実施：3～6か月程度以内に実施するもの

国：国の緊急経済対策等の国制度を活用して実施するもの

単：市単独事業として実施するもの

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、国全体として行動変容が求められる中で、地域経済は急激に疲弊し、市民の方々・事業者の方々は多大な不安を抱えて生活することが強いられています。

今、多くの命を救い、早期の終息を図るためには、一致団結して、共通行動に取り組むことが、市民の方々にとっても、事業者の方々にとっても、最も重要であることは間違いありません。

このような現状認識をもって、本市として、「実施済」・「速やかに実施」・「時宜をとらえて実施」に区分し、次の3つの視点から、地域に密着した緊急経済対策の取組を2,200億円規模で実施します。

なお、今後の状況変化による課題が発生した場合には、随時、必要な取組を進めます。

I 生命（いのち）を守る

II 生活を守る

III 経営を守る

I 生命（いのち）を守る

感染拡大の防止と医療提供体制の整備を行います。

A. 実施済

- 1 帰国者・接触者相談センター（各区）及び一般的な相談に対応する新型コロナウイルス感染症コールセンターを開設〔健康福祉局〕**国・単**
- 2 市内発生感染者や横浜港沖に係留していたクルーズ船乗船客感染者等の受入を行うための医療機関の確保〔健康福祉局〕**国**

- 3 健康安全研究所のPCR検査機を増強（2台→3台）〔健康福祉局〕国
- 4 市内医療機関や高齢者施設、障害者施設等にマスクや消毒液等を配布〔健康福祉局〕国・単
- 5 保育所等にマスクや消毒液等を配布〔こども未来局〕国・単
- 6 妊婦の感染を予防するためマスクを配布〔こども未来局〕国

B. 速やかに実施

- 1 県と連携して、患者受入れを行う医療機関の確保〔健康福祉局〕国
- 2 県と連携して、PCR集合検査場の設置による検査体制の充実〔健康福祉局〕国
- 3 新型コロナウイルス健康観察サポートアプリを活用し、濃厚接触者の健康観察を実施〔健康福祉局〕単
- 4 患者管理システムを活用し、患者や接触者の健康状態及びPCR検査の実施状況等を管理〔健康福祉局〕単
- 5 本田技研工業株式会社の社会貢献活動により、特別仕様搬送車両を導入し、感染拡大防止に配慮した患者搬送を実施〔健康福祉局〕単

II 生活を守る

市民生活の安心と雇用対策を行います。

A. 実施済

- 1 感染防止を理由とする公共施設のキャンセル料を免除〔財政局〕単
- 2 保育所等を欠席した場合に保育料を日割り計算等で減額〔こども未来局〕国・単

- 3 保育所等入所における育児休業からの復職等の期限を延長〔こども未来局〕
単
- 4 臨時休業期間における学校給食費（食材費）の保護者への返還等〔教育委員会事務局〕 国・単
- 5 国民健康保険加入の被用者が新型コロナウイルス感染症の感染等により働けない間、傷病手当金を支給〔健康福祉局〕 国
- 6 低所得世帯が不測の出費によって生計維持が困難となったときに無利子貸付（上限 30,000 円～50,000 円）〔健康福祉局〕 単
- 7 住居確保給付金について、給与等を得る機会が個人の都合によらないで減少している方を含めるなど、対象範囲を拡大〔健康福祉局〕 国
- 8 住まいに不安を抱える方を対象とした相談対応（すまいの相談窓口）〔まちづくり局〕 国
- 9 収入が著しく低額であり、支払いが困難である場合などにおける市営住宅使用料の減免等〔まちづくり局〕 単
- 10 市営駐輪場について、高校生以下の学生の解約の場合は 4 月に遡って利用料金を返還〔建設緑政局〕 単
- 11 市民向けの情報を動画でわかりやすく伝える特設ページ「かわさきコロナ情報（動画特設ページ）」を開設〔総務企画局〕 単

B. 速やかに実施

- 1 子育て世帯臨時特別給付金を給付〔こども未来局〕 国
- 2 特別定額給付金を給付〔総務企画局・財政局〕 国
- 3 生活自立・相談支援センター（だいJOBセンター）の相談体制の充実〔健康福祉局〕 国

- 4 居所喪失者に対する大型連休中の緊急一時宿泊場所の確保〔健康福祉局〕国
- 5 解雇等により退去を求められた方に市営住宅等を一時的に提供〔まちづくり局〕単
- 6 両親学級や母親学級などの各種子育て講座のネット配信等〔こども未来局〕単
- 7 感染予防のため不妊治療の開始を延期したことで扶助の対象年齢から外れる方の対象年齢の引上げ（42歳→43歳）〔こども未来局〕国
- 8 新型コロナウイルス感染症に関連した特殊詐欺被害防止のため迷惑電話防止機能を有する機器の設置を促進〔市民文化局〕単
- 9 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方向けの特別電話就業相談窓口の設置〔経済労働局〕単
- 10 地方税について、収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例（法案成立後適用）〔財政局〕国

C. 時宜をとらえて実施

- 1 「児童生徒1人1台端末の実現」に向けた小・中・特別支援学校のPC端末整備を前倒し〔教育委員会事務局〕国

Ⅲ 経営を守る

事業者の事業継続を支援します。

A. 実施済

- 1 市内中小企業者の受注機会の増大及び事業の早期発注の取組〔財政局〕単

- 2 本市契約における施工中の工事及び業務において、受注者からの申し出がある場合に一時中止措置等の対応〔財政局〕 国
- 3 登園自粛等に伴う利用児童数減少の影響によらない認可保育所に対する委託費及び川崎認定保育園等への助成金の支出〔こども未来局〕 国・単
- 4 テイクアウトやデリバリーが可能な市内店舗の市ホームページへの掲載〔経済労働局〕 単
- 5 卸売市場における売上が減少している場内事業者への施設使用料等の猶予〔経済労働局〕 単

B. 速やかに実施

- 1 中小企業等の資金繰り支援（保証料ゼロ・実質無利子）〔経済労働局〕 国・単
- 2 中小企業等に対する様々な支援メニューの活用サポート〔経済労働局〕 単
- 3 中小企業等に対するテレワークの導入を促進〔経済労働局〕 単
- 4 雇用を守るための支援相談窓口の設置〔経済労働局〕 単
- 5 中小企業等の飲食店やサービス事業者等での消費を喚起するため独自のプレミアム付き商品券「川崎じもと応援券」を発行〔経済労働局〕 単
- 6 飲食店やサービス事業者等に対して、多様な販売手法やネットワークサービスへの参入を支援〔経済労働局〕 単
- 7 活動の場が制限されている文化芸術の担い手等に対する支援〔市民文化局〕 単
- 8 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置や生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長等（法案等成立後適用）〔財政局〕 国

C. 時宜をとらえて実施

- 1 障害者支援施設等において、感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減を図るため、ロボット等の導入を補助〔健康福祉局〕国

〇川崎市緊急経済対策〔取組の全体像〕

	A. 実施済		B. 速やかに実施		C. 時宜をとらえて実施	
I 生命(いのち)を守る 感染拡大の防止と医療提供体制の整備を行います。	1 国単	帰国者・接触者相談センター(各区)及び一般的な相談に対応する新型コロナウイルス感染症コールセンターを開設〔健康福祉局〕	1 国	県と連携して、患者受入れを行う医療機関の確保〔健康福祉局〕		
	2 国	市内発生感染者や横浜港沖に係留していたクルーズ船乗船客感染者等の受入を行うための医療機関の確保〔健康福祉局〕	2 国	県と連携して、PCR集合検査場の設置による検査体制の充実〔健康福祉局〕		
	3 国	健康安全研究所のPCR検査機を増強(2台→3台)〔健康福祉局〕	3 単	新型コロナウイルス健康観察サポートアプリを活用し、濃厚接触者の健康観察を実施〔健康福祉局〕		
	4 国単	市内医療機関や高齢者施設、障害者施設等にマスクや消毒液等を配布〔健康福祉局〕	4 単	患者管理システムを活用し、患者や接触者の健康状態及びPCR検査の実施状況等を管理〔健康福祉局〕		
	5 国単	保育所等にマスクや消毒液等を配布〔こども未来局〕	5 単	本田技研工業株式会社の社会貢献活動により、特別仕様搬送車両を導入し、感染拡大防止に配慮した患者搬送を実施〔健康福祉局〕		
	6 国	妊婦の感染を予防するためマスクを配布〔こども未来局〕				
II 生活を守る 市民生活の安心と雇用対策を行います。	1 単	感染防止を理由とする公共施設のキャンセル料を免除〔財政局〕	1 国	子育て世帯臨時特別給付金を給付〔こども未来局〕	1 国	「児童生徒1人1台端末の実現」に向けた小・中・特別支援学校のPC端末整備を前倒し〔教育委員会事務局〕
	2 国単	保育所等を欠席した場合に保育料を日割り計算等で減額〔こども未来局〕	2 国	特別定額給付金を給付〔総務企画局・財政局〕		
	3 単	保育所等入所における育児休業からの復職等の期限を延長〔こども未来局〕	3 単	生活自立・相談支援センター(だいJOBセンター)の相談体制の充実〔健康福祉局〕		
	4 国単	臨時休業期間における学校給食費(食料費)の保護者への返還等〔教育委員会事務局〕	4 国	居所喪失者に対する大型連休中の緊急一時宿泊場所の確保〔健康福祉局〕		
	5 単	国民健康保険加入の被用者が新型コロナウイルス感染症の感染等により働けない間、傷病手当金を支給〔健康福祉局〕	5 単	解雇等により退去を求められた方に市営住宅等を一時的に提供〔まちづくり局〕		
	6 単	低所得世帯が不測の出費によって生計維持が困難となったときに無利子貸付(上限30,000円～50,000円)〔健康福祉局〕	6 単	両親学級や母親学級などの各種子育て講座のネット配信等〔こども未来局〕		
	7 国	住居確保給付金について、給与等を得る機会が個人の都合によらないで減少している方を含めるなど、対象範囲を拡大〔健康福祉局〕	7 国	感染予防のため妊婦治療の開始を延期したことで扶助の対象年齢から外れる方の対象年齢の引上げ(42歳→43歳)〔こども未来局〕		
	8 単	住まいに不安を抱える方を対象とした相談対応(すまいの相談窓口)〔まちづくり局〕	8 単	新型コロナウイルス感染症に関連した特殊詐欺被害防止のため迷惑電話防止機能を有する機器の設置を促進〔市民文化局〕		
	9 単	収入が著しく低額であり、支払いが困難である場合などにおける市営住宅使用料の減免等〔まちづくり局〕	9 単	新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方向けの特別電話就業相談窓口の設置〔経済労働局〕		
	10 単	市営駐輪場について、高校生以下の学生の解約の場合は4月に遡って利用料金を返還〔建設緑政局〕	10 国	地方税について、収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例(法案成立後適用)〔財政局〕		
	11 単	市民向けの情報を動画でわかりやすく伝える特設ページ「かわさきコロナ情報(動画特設ページ)」を開設〔総務企画局〕				
III 経営を守る 事業者の事業継続を支援します。	1 単	市内中小企業者の受注機会の増大及び事業の早期発注の取組〔財政局〕	1 国単	中小企業等の資金繰り支援(保証料ゼロ・実質無利子)〔経済労働局〕	1 国	障害者支援施設等において、感染拡大の防止・生産性の向上・介護等業務の負担軽減を図るため、ロボット等の導入を補助〔健康福祉局〕
	2 国	本市契約における施工中の工事及び業務において、受注者からの申し出がある場合に一時中止措置等の対応〔財政局〕	2 単	中小企業等に対する様々な支援メニューの活用サポート〔経済労働局〕		
	3 国単	登園自粛等に伴う利用児童数減少の影響によらない認可保育所に対する委託費及び川崎認定保育園等への助成金の支出〔こども未来局〕	3 単	中小企業等に対するテレワークの導入を促進〔経済労働局〕		
	4 単	テイクアウトやデリバリーが可能な市内店舗の市ホームページへの掲載〔経済労働局〕	4 単	雇用を守るための支援相談窓口の設置〔経済労働局〕		
	5 単	卸売市場における売上が減少している場内事業者への施設使用料等の猶予〔経済労働局〕	5 単	中小企業等の飲食店やサービス事業者等での消費を喚起するため独自のプレミアム付き商品券「川崎じもと応援券」を発行〔経済労働局〕		
			6 単	飲食店やサービス事業者等に対して、多様な販売手法やネットワークサービスへの参入を支援〔経済労働局〕		
			7 単	活動の場が制限されている文化芸術の担い手等に対する支援〔市民文化局〕		
			8 国	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置等(法案成立後適用)〔財政局〕		

※「実施済」:すでに実施済みのもの、「速やかに実施」:1～3か月程度以内に実施するもの、「時宜をとらえて実施」:3～6か月程度以内に実施するもの
 ※「国」:国の緊急経済対策等の国制度を活用して実施するもの、「単」:市単独事業として実施するもの